

神戸市市民公園条例関係助成要綱の一部改正の概要

1. 趣旨

神戸市では長い歴史を見続けてきた古木や、雄大さと安らぎを与えてくれる森を、市民のご協力のもとに「市民の木、市民の森」に指定しています。

これまで市民の木等に対しては、管理運営費として1年に1回の助成を行い、市民の木等の効用の増進を図るために必要と認める工事等に対して特別助成を行ってきましたが、昨今の利用実態に則して神戸市市民公園条例関係助成要綱の一部改正を行います。

2. 改正点の概要

- (1) 市民の木等管理運営助成金の様式を変更します。
 - ①市民の木と市民の森で異なる様式を統合するため、様式第9号、様式第9号の3、様式第9号の6を削除します。これに伴い条ずれが生じるため、様式第9号の2を様式第9号に、様式第9号の4を様式第9号の2に、様式第9号の5を様式第9号の3に、様式第9号の7を様式第9号の4に、様式第9号の8を様式第9号の5に修正します。
 - ②市民の木等管理運営助成金交付申請書の様式に、他の維持管理助成制度を利用している場合に制度名を記載する項目を追加します。(市民の森のみ)
 - ③元号の削除を行います。
- (2) 事業完了実績報告の際に活動中または活動後の活動箇所の状況が分かる写真の提出を求めます。
- (3) 交付決定通知の金額と確定金額が同額の場合は確定通知を省略します。
また、交付決定通知の様式に確定通知の省略について記載します。
- (4) 市民の木等特別助成金の支給対象者に管理者を追加します。
- (5) 市民の木等特別助成金の必要経費のうち、「樹勢回復のための①腐朽部の処置」に樹勢調査を含むことを明記します。また、市民の森内の散策路に付随する施設(丸太階段・ベンチ・東屋・手すり等)の補修・整備に関する工事を特別助成金の対象とします。
- (6) 市民の木等特別助成金の助成割合を95%に拡充します。

3. 施行日

令和6年4月1日(月)